2018.4.30　大草

パワハラをなくすために（小林さん論文）へのコメント

　表記の論文は、多くの示唆に富む論文であり、質の高い内容である。また参照している図書・論文等も多く、多角的に検討されている。以下、簡単ですが、私のコメントです。

記

１．いじめは分類し整理されているが、パワハラは分類されてないとの指摘（Ｐ２最下段）がある。ｐ１中段に記載の厚労省の以下の６分類でパワハラも分類されているのでは？

（１）身体的な攻撃、（２）精神的な攻撃、（３）人間関係からの切り離し、（４）過大要求、（５）過少要求、（６）個の侵害。

２．以下の文章の意味がよく分からない。

　Ｐ２の下方。「筆者はいじめの分類をすべて把握していないが、上記の三件以外に見られる。」

３．いじめの４層構造（Ｐ３の中あたり）

　・「傍観者も加害者である」と言うのは少し言い過ぎのような感じがするがどうか。傍観者と加害者はいじめ行為の主体かどうかの点で全く異なるのではないかと思う。加害者の加害行為を許容するような役割を果たすとは思うが、加害者と同等と見做しうるのか？

・いじめを止めに入る子もいるので、これも一つの層と言えないか。５層ではないのか？

４．３のまとめ（Ｐ８中段）

・「パワハラと犯罪を明確に峻別するべき」とあるが、パワハラは指導行為のなかで指導の範囲（曖昧なところもありそう）を逸脱したらパワハラとなる。では、それがどの段階で犯罪行為になるのか？犯罪に対しては厳格に臨むべきなのはその通りである。しかし、実際問題として、パワハラと犯罪を明確に峻別することが可能なのかどうか、よく分からないのですが、、、、

５．その他

・いじめ問題に関して、日本文化や日本人の心に着目したコメントがあってもよさそうに思います。

・社会現象（人間の社会性に根差した現象）としての「いじめ」の理解は着眼点が優れており、問題解決に役立つという主張に同感です。人間の歴史は、闘争の歴史であり、ハラスメントの歴史とも言えそうです。パワハラの社会現象としてのとらえ方も、問題解決に有効に働くと思う。

以上